

岡崎市立六ツ美中部小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた基本姿勢

- (1) いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識する。
- (2) 児童が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行う。
- (3) 児童が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかける。
- (4) 発達段階に応じて、児童が、「誰もが法によって守られている」、「法を守ることによって社会の安全が保たれる」という意識を高める。
- (5) 教職員も保護者も、学校に関係する地域の人々も、市民社会のルールを尊重する。
- (6) 全ての児童にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法第2条より

3 いじめ対応の基本的な在り方

- (1) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に聞き取り等を行った上でいじめに当たるか否かを判断する。
- (2) いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできないものと認識する。
- (3) いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指すと、全職員が理解する。
- (4) 教職員間での情報共有を徹底する。
- (5) 学校は、いじめ防止基本方針をホームページなどで公開することに加え、児童や保護者に対して年度当初に説明する。

4 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

- (1) 実施 毎月実施（8月を除く）。その他必要に応じて実施。
- (2) 組織 校長、教頭、教務主任、校務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、関係児童担任、スクールカウンセラーによって編成する。
- (3) 役割
 - (ア) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
学校教育診断アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
 - (イ) 教職員への共通理解と意識啓発
 - ① 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ② いじめを含めた生活アンケートや心のアンケート、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、いじめ防止対策に努める。
 - (ウ) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校教育診断結果等を発信する。
 - (エ) いじめ事案に対する措置
 - ① いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ② 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じ、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ③ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

5 いじめ防止のための具体的取組

- (1) いじめの未然防止の取組
 - (ア) 児童の長所・強みに着目する視点を重視し、児童の活動や努力を認める授業づくりに努める。（自己存在感）
 - (イ) 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。（共感的な人間関係）
 - (ウ) 「子供を信じて待つ」ことを基本姿勢とし、児童の主体的な活動や自分の学びを振り返る活動を授業や行事等に位置づける。（自己決定の場）
 - (エ) 教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育の充実や体験活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図りながら、人間関係をつくる力やコ

コミュニケーション能力の向上に取り組む。(安心安全な風土)

(オ) インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実する。

(カ) 代表委員会主催による、いじめに関するキャンペーンを実施し、いじめ防止の啓発活動を行う。

(キ) 毎月実施する「いじめ・長期欠席対策委員会」の中で、いじめ防止等の取組について研修を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

(ア) いじめを含めた生活アンケートを年に5回実施し、(5、7、9、11、2月)。心のアンケートを3回実施する(6、10、1月)。

(イ) アンケート後は、速やかに内容を確認し(必要に応じてダブルチェック)、状況に応じて個人面談を実施し、児童の小さなサインを見逃さない。

(ウ) 教職員間の情報交換を月に1回行い、連携を密にし、心配な児童への支援を行い、いじめにつながる悩みがないかを把握するよう努める。

(エ) 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

(オ) いじめ相談電話等、スクールカウンセラー、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(カ) 必要に応じて、保護者を対象にしたアンケートを実施する。

(3) いじめに対する早期対応

(ア) いじめられている児童の理解と傷ついた心をケアする。

① 何よりも被害者保護を最優先する。

② 長期欠席等、二次的な問題の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

(イ) 被害児童のニーズを確認する。

① 「力になりたいのだけれど、何かあれば言ってほしい」と被害者のニーズを確認する。

② 安全な居場所を確保する。

③ 具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択してもらう。

(ウ) いじめの加害者と被害者の関係を修復する。

① 加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪悪感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。

② いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がける。

- ③ 加害側の児童へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵となる。
- ④ 指導の事前及び対応の過程で被害児童及び保護者の同意を得たり、指導の結果を丁寧に伝えたりする。

(エ) いじめの解消を目指す。

- ① 解消の二条件（1 ページ 3（3））を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する。
- ② いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続ける。
- ③ 対応に当たっては、教職員自身が、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検する。

(4) その他

- (ア) インターネットネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- (イ) 保護者は、子供の教育において第一義的責任を有するものであり、子供がいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にす心や他を思いやる心、規範意識の醸成等に努めることが求められる。
- (ウ) 地域社会は、学校、家庭と連携し、社会全体で子供たちを見守り、育てていく役割を有するものであり、学校、家庭と協働して、子供たちの様々な体験活動や人と関わり合う活動を支援するものとする。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

※いじめ防止対策推進法第28条第1項より

(2) 相当の期間についての考え

いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。しかし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握して進める必要がある。

(3) 児童・保護者からの申し立てがあった場合の対応

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(4) 重大事態への対応

- (ア) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

- (イ) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対応する組織を設置する。
- (ウ) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」に適切な専門家を加えて調査組織を設置する。
- (エ) 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、調査結果を記録し、関係諸機関との連携を適切にとる。
- (オ) 調査結果については、いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校は、学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組について、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組になるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ学校教育診断アンケートを保護者並びに教職員に実施する。
- (3) 学校は、学校教育診断アンケートに、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等を診断する内容を位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等の取組の改善を図る。

8 令和6年度の取組

- (1) 昨年度のいじめの実態や対応から明らかになった課題
 - ①指導の際、教師が「自分がされたらどう思うか。」と聞いたとき、児童は「自分はされても嫌ではない」と答える事案があった。
 - ②昨年度、本校のいじめ問題は約半数が登下校から起因していた。その場合、保護者からの連絡で判明することがあった。
- (2) 課題を解決するための今年度の取組
 - ①児童が相手の立場に立って自身の行動を管理できるように、教師は「特別の教科 道徳」や日々の指導等で、児童の他者意識を高める。
 - ・子供と一緒に遊んだり会話を楽しんだりするなど、日頃から積極的に子供と関わり合い、互いに信頼し合える関係を築く。
 - ・子供の努力や輝く姿を逃さずに、温かい言葉で本人に伝えられるよう、子供の日常観察を積極的に行う。
 - ②登下校の並び方を始めとした登下校のルールを、通学団会や付き添い下校等で改めて確認し、児童が安全に登下校できる環境づくりを進めていく。
 - ③いじめを早期発見するための取組として、必要に応じて保護者を対象にしたアンケートを実施する。